



[評価について]

(1) 評価の対象

世田谷区における公共交通不便地域（バス停 200m 圏外・鉄道駅 500m 圏外）について、以下の視点を踏まえ評価を行う。

- ①都市計画道路等が整備される予定のある地域については、将来的に路線バスが運行される可能性があり、公共交通不便地域が解消される見込みがある。そのため、「都市計画道路及び主要生活道路の事業中区間」及び「優先整備路線（特に早期整備が望ましい路線）」の周囲 200m 圏内は評価対象外とする。
- ②「市街化調整区域（多摩川河川敷）」については、市街化を抑制すべき区域であるため、評価対象外とする。
- ③公共交通不便地域ごとに評価を行う。ただし、①②で示す事業中等の道路、市街化調整区域、幹線道路等や鉄道及び既存バスルートにより地域が分かれる場合は、分割後の地域を評価する。
- ④週 1 便のみの運行である維持路線のバス停については評価対象に加える。

(2) 評価方法及び指標

250m 四方のメッシュごとに、以下①～③の評価指標に基づいた点数付けを行い、合計点数により順位付けを行う。

①「指標 1 人口」による評価

高齢者人口が多い公共交通不便地域ほど、対策の必要性が高く、対策を実施した際に得られる効果も高くなることから、公共交通不便地域内の後期高齢者人口を評価する。

後期 高齢者人口	0～80人	0.0
	80～120人	1.5
	120人以上	3.0

②「指標 2 地理的条件」による評価

地形の傾斜が大きいほど、徒歩、自転車等での移動に支障をきたし、対策の必要性が高くなることから、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を参考に地形の傾斜の度合いを評価する。

地形状況	傾斜が 5% 未満	0.0
	傾斜が 5% 以上 8% 未満	1.5
	傾斜が 8% 以上	3.0

③「指標 3 施設圏域」による評価

公共交通不便地域内において、徒歩でのアクセスが困難(利用圏域外)な施設が多いほど、不便の度合いが高く対策の必要性が高くなることから、公共施設（まちづくりセンター・区民会館等）、医療施設（診療所・200床未満の病院）、商業施設（生鮮品を扱う大規模小売店舗・コンビニ等）の利用圏域に含まれるか否かを評価する。

公共施設圏域	圏域外となる施設数が 2 以下	0.0
	圏域外となる施設数が 3～5	0.5
	圏域外となる施設数が 6 以上	1.0
医療施設圏域	圏域外となる施設数が 0	0.0
	圏域外となる施設数が 1	0.5
	圏域外となる施設数が 2	1.0
商業施設圏域	圏域外となる施設数が 0	0.0
	圏域外となる施設数が 1	0.5
	圏域外となる施設数が 2	1.0